

子育て短期支援事業（ショートステイ）利用案内



お子さんを養育している家庭の保護者が仕事や病気などで一時的に家庭での養育が困難となった場合や、母子が経済的問題等により、緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童福祉施設で一定期間、養育・保護を行います。（事前相談が必要）

対象者	市内に住所を有する方で ①児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童（18歳未満） ②緊急一時的に保護を必要とする母子等	
利用期間	7日（6泊7日）以内	
利用時間	24時間	
利用施設	茨木市が委託する市内及び市外の児童福祉施設（児童養護施設・乳児院・母子生活支援施設）	
利用要件	保護者が以下のいずれかに該当し、一時的に児童の養育が困難であり、かつ、他に養育する方がいない場合	
	出産、疾病等で入院、療養、通院するため	就業（出張、残業等）のため
	親族の疾病等でその看護、介護にあたるため	冠婚葬祭、学校等の公的行事に参加するため
	身体的、精神的な理由で体調が不良なため	事故、災害にあったため
	育児不安、育児疲れのため（一年度につき3回まで） 経済的問題等による緊急一時保護のため（母子等）	その他特別な事情で他に子どもを養育する方がいないため
利用料	世帯の住民税課税状況により負担あり（別表2）	
施設への送迎	保護者または保護者にかわる方が行ってください。	
学校への送迎	利用期間中の小学校への送迎についてはご相談ください。但し、市内の施設利用時に限る。	
申請時必要書類	①子育て短期支援事業申請書 *指定の様式があります。 ②申請理由を証する書類（別表1） ③利用要件により、その他必要な書類 ④世帯の住民税課税状況、生活保護受給状況及び住民登録に関する確認への同意 * ④に関する確認ができない場合は、書類での証明が必要となります。	

○申請理由を証する書類（別表1）

利用要件	確認書類
出産、疾病等で入院、療養、通院する場合	入院承諾（証明）書、治療計画書、母子健康手帳など
親族の疾病等でその看護、介護にあたる場合	診断書など
就業（出張、残業等）のため	夜間勤務、出張証明書など
冠婚葬祭、公的行事に参加する場合	会葬礼状、開催通知など
身体的、精神的な理由で体調が不良な場合	診断書など
事故、災害等にあった場合	事故証明、被災（罹災）証明など

○利用料金決定・住民登録確認に必要な書類（確認ができない場合のみ要提出）

生活保護受給世帯	生活保護受給証明書	市役所生活福祉課 南館2階（18番窓口）	
その他の世帯	市・府民税課税証明書	市役所市民税課 本館2階（12番窓口）	1通300円
		北辰出張所	1通300円
		コンビニエンスストア	1通200円
全世帯	住民票（世帯員全員）	市民課 本館1階（1・2番窓口）	1通300円
		北辰出張所	1通300円
		コンビニエンスストア	1通200円

○利用料について

下表のとおり、利用者負担金があります。利用施設でお支払ください。

◆料金表（利用負担金）日額単価（別表2）

区分		2歳未満児	2歳以上児	母親
生活保護受給世帯		0円	0円	0円
市・府民税非課税世帯	ひとり親家庭	0円	0円	0円
	その他の世帯	1,100円	1,000円	300円
その他の世帯（課税世帯）		5,350円	2,750円	750円

*例：1泊2日の場合は2日分の利用料になります。

○ご利用にあたって

1.送迎について

施設への送迎は、保護者または保護者に代わる方が行ってください。（事前にご連絡ください）

2.食事について

施設により、食事時間が若干異なります。利用開始日、利用終了日については、送迎時間とともに施設と相談になります。

*アレルギー等食事に制限がある場合は事前にご相談ください。

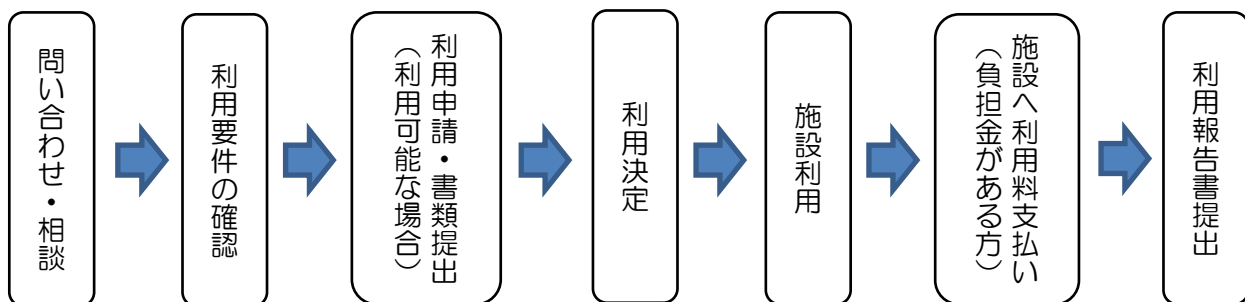
3.持ち物について

- ・保険証・子ども医療証の原本（コピー可の施設も有）が必要となります。
- ・全ての持ち物にわかりやすく名前を記入してください。
- ・施設により必要な持ち物が異なりますので、利用が決まりましたら、当センターよりお知らせします。
基本的には、3日以内のご利用の場合は日数分、3日以上のご利用の場合は最低3日分の着替えやタオルが必要となる施設がほとんどです。
- ・オムツが必要な年齢であれば、紙オムツの用意も必要です。
- ・現金、携帯電話、ゲーム機等のお預かりはできません。

4.注意事項

- ・予約した時間は厳守してください。やむを得ず、送迎時間が変わる場合は、必ず「子育て支援総合センター」に連絡してください。（月曜～土曜8:45～17:15以外の時間帯、日・祝日は、直接施設に連絡してください）
- ・感染症罹患時のお預かりはできません。
- ・児童の健康状態によっては、お預かりをお断りする場合があります。また、お預かり後の健康状態によっては早めのお迎えをお願いする場合があります。
- ・集団生活となりますので、利用中に感染症にかかることもあります。ご了承ください。
- ・通園、通学している場合は、この制度を利用していることを、通園、通学施設へ連絡しておいてください。
- ・施設に損害を与えた場合は、保護者の方に別途負担していただく場合があります。

5.ご利用の流れ



お問合せ

茨木市立子育て支援総合センター こども相談室

〒567-0885 茨木市東中条町2-13 (合同庁舎 5階)

☎072-624-9301

月曜～金曜（祝日、年末年始除く） 9:00～17:00

